

東京都献血推進協議会設置要綱

	昭和 40 年 2 月 15 日	(40 衛薬衛発 第 30 号決定)
改正	昭和 42 年 8 月 1 日	(42 衛薬衛発 第 165 号決定)
改正	昭和 59 年 5 月 29 日	(59 衛薬薬 第 193 号決定)
改正	平成 5 年 3 月 31 日	(4 衛薬薬 第 1536 号決定)
改正	平成 8 年 9 月 10 日	(8 衛薬薬 第 969 号決定)
改正	平成 13 年 4 月 18 日	(13 衛薬薬 第 118 号決定)
改正	平成 14 年 4 月 1 日	(14 健サ疾 第 5 号決定)
改正	平成 15 年 4 月 1 日	(14 健サ疾 第 1661 号決定)
改正	平成 16 年 4 月 26 日	(16 健サ疾 第 3 号決定)
改正	令和 5 年 3 月 8 日	(4 福保保疾 第 2155 号決定)
改正	令和 5 年 6 月 30 日	(5 福保保疾 第 587 号決定)

(設置)

第 1 血液事業に関する施策の策定及び実施に当たって、公正の確保及び透明性の向上を図るために、東京都献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 協議会は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第 10 条第 4 項に基づき国が示す当該年度の献血による血液確保目標量を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 献血の普及啓発に関すること。
- (2) 献血協力組織の育成に関すること。
- (3) その他献血推進に関すること。

(構成)

第 3 協議会は保健医療局長が委嘱又は任命する次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者並びに職域及び地域団体等の代表者 15 名以内
 - (2) 関係行政機関の職員及び東京都職員 6 名以内
- 2 前項(1)のうち、東京都赤十字血液センター所長の役職にある者については、委員として指定する。

(会長)

- 第 4 協議会に会長を置く。
- 2 会長は保健医療局技監とする。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代行する。

(任期)

- 第 5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 2 委員は、その役割を退いたときに委員の資格を失い、後任の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第 6 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。
- 2 協議会の会議は、必要の都度開催する。

(部会)

- 第 7 会長は、協議会の意見に基づき、必要に応じて、特定の事項ごとに部会を設けることができる。
- 2 部会は、協議会の委員のうちから会長が指名する委員及び保健医療局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。

(会議の公開)

- 第 8 会議及び会議に関する審議資料、議決事項、会議録等（以下「会議録」という。）は原則として公開する。
- 2 会議及び会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第 9 協議会に関する庶務は、保健医療局保健政策部において行う。

(その他)

第 10 協議会の開催に当たっては、必要に応じ、第 3 に掲げる者以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(施行)

第 11 この要綱は、昭和 40 年 2 月 15 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱施行の際発令中の委員の任期は、第 5 の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 31 日までとする。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 8 年 7 月 16 日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。